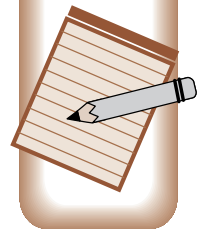


年金請求手続きについて



老齢厚生年金や老齢基礎年金を受給できる年齢を迎える方に「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」が社会保険庁から送付されます。

●対象者は？

基礎年金番号に登録されている年金加入記録により、老齢基礎年金の受給期間（厚生年金に加入していた期間、国民年金に加入し保険料納付済及び免除された期間等）をあわせて25年以上が確認できた方のうち、次の方に送付されます。

- ① 60歳になられる方で厚生年金の加入期間が12か月以上の方
- ② 65歳になられる方で国民年金の加入のみの方、または厚生年金保険の加入期間が1か月以上12か月未満の方
- ③ その他①の対象者で未だ年金手続きをしていない65歳になられる方

●いつ届くの？

年金支給開始年齢（60歳または65歳）の誕生日の約3か月前に届きます。

●どうして年金の裁定請求書は3か月前に送付されるの？

本人の加入記録や記入にもれがないか等を確認していただくために3か月前にお送りしています。

●裁定請求書が届かない時はどうしたらよいでしょうか？

転居やその他の理由で受給資格があるにもかかわらず、お受取りできなかった場合は、お手数ですがお近くの社会保険事務所（又は市町村窓口）でお受取りください。

また、納付・免除月の合計期間が25年（300月）に満たない方にはお送りしていません。

加入記録・納付記録を確認してご自身の年金記録にもれがないか確認していただき、またカラ期間等（合算対象期間）年金受給権を満たすために加えることができる期間がないか社会保険事務所又は市町村窓口でご相談ください。

●請求書の提出は？

誕生日の前日が年金受給権発生日となりますので、受給権発生日以降に提出してください。

※必要書類（戸籍謄本など）については受給権発生日以降のもののみ有効です。

手続きは誕生日の前日からだよ！



●提出先

厚生年金や共済組合期間のある方、第3号被保険者期間がある方

☎ 0933-34339
 ☎ 0933-34339

国民年金の第1号被保険者のみの方
 うるま市役所年金課
 ☎ 973-5498

『ねんきん特別便』が送付された方で、手続きがまだな方はお早めに手続きをお願いします。ご不明な点がありましたら、専用ダイヤルへお電話ください。

ねんきん特別便専用ダイヤル
 ☎ 0570(0)58(5)555



国民年金保険料のクレジット納付について

国民年金保険料をクレジットカードでお支払いできるようになりました。

- ① クレジットカード支払は、事前に申込用紙をご提出していただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社から立替払いし、クレジット会社からカード会員の方に請求する方法です。
- 金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示、お支払いいただく方法ではありません。

● 過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

- ② お申込み受付
 平成20年2月より開始
- ③ お取扱い開始
 平成20年3月分保険料から開始

詳しくは社会保険事務所、市町村窓口へご相談ください。

☎ 0933-34337
 ☎ 0933-34338
 ☎ 0933-34338